

牟岐保育園給食調理等委託業務  
募集要項

令和7年12月

牟岐町

(定義)

第1条 牟岐町(以下「町」という。)では、保育園給食を実施している牟岐保育園の給食調理業務等について、令和8年度の受託業者について公募します。また、委託業務を実施する民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、委託業務の安全性や効率性を確保するため、公募型企画提案方式(ポポータル方式)を採用する。この募集要項は、調理業務等委託に係る募集に必要な事項を定めたもので、本募集要項に合わせて配布する次の資料も含めて「募集要項等」と定義する。

仕様書 牟岐町が民間事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの  
様式集 提案書等の作成に使用する様式を示すもの  
添付資料 本業務に関する添付資料

(事業の概要)

第2条 事業の概要は次のとおりとする。

- (1) 事業の名称 牟岐保育園給食調理等委託業務
- (2) 対象施設  
名称 牟岐保育園  
所在地 徳島県海部郡牟岐町大字川長字市宇谷2番地1  
建築年 平成25年2月  
建築構造 木造
- (3) 業務内容 別紙「牟岐保育園給食調理等委託業務仕様書」のとおり
- (4) 業務委託期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日

(応募事業者の条件等)

第3条 応募事業者資格は次の要件をみたしていることとする。

- (1) 本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- (2) 厚生労働省が定める「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき、委託業務を遂行できること。
- (3) ①児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づく保育園の給食調理業務の受託実績を有していること、又は②児童福祉法を熟知し同程度の実績を有すること。  
(②の実績の資格は保育園における給食調理業務で栄養士または調理師として勤務した期間が通算3年以上ある職員を雇用していること)
- (4) 過去1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 委託契約締結時点で、上記(1)から(4)までの要件を満たす履行保証人を確保すること。

(応募事業者の制限)

第4条 次のいずれかに該当する者は、応募事業者になることはできない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 国、公社・公団及び牟岐町を含む地方公共団体において入札参加資格停止及び回避を受けている者
- (3) 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は、民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る）を受けた場合は、この限りでない。
- (4) 過去3年以内に、保育園給食調理業務又は大量施設調理業務において食品衛生法（昭和22年法律第233号）の営業停止処分を受けた者
- (5) 食品衛生法第54条から第56条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して2年を経過していない者

2 応募に関する留意事項は次のとおりとする。

- (1) 応募事業者は、応募資格審査申請書の提出をもって、募集要項等の記載内容を承諾したものと見なす。
- (2) 応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。
- (3) 応募事業者から募集要項に基づき提出される書類の著作権は、原則として作成者に帰属するが、町が必要としたときは、無断、無償で複製を作成することが出来る。
- (4) 町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。また、この検討の範囲内であっても、町の承諾を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示することを禁止する。
- (5) 応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募事業者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とする。

(事業者募集等の日程)

第5条 事業者の決定までの日程は次のとおりとする。

募集要項等の公表	令和7年12月12日（金）
募集要項等に関する質問の受付期間	令和7年12月12日（金）～12月19日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答	令和7年12月24日（水）
参加表明書及び提案書等の提出期間	令和8年1月5日（月）～1月20日（火）
審査（プレゼン及びヒアリング）	令和8年1月27日（火）
審査の結果通知	令和8年1月30日（金）
業務開始準備	事業者決定～令和9年3月末まで

※受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

## 2 募集要項等の公表

- (1) 本業務委託に関する募集要項等は、牟岐町のホームページで公表する。
- (2) 公表する資料は次のとおりとする。
  - ア. 牟岐保育園給食調理等委託業務募集要項（本書）
  - イ. 牟岐保育園給食調理等委託業務仕様書
  - ウ. 牟岐保育園給食調理等委託業務応募様式集
  - エ. 添付資料※ 上記書類が必要な場合は、各自、牟岐町のホームページよりダウンロードすること。

## 3 募集要項等に関する質問の受付・回答

- (1) 質問の提出方法  
「質問書」（様式第1号）に内容を簡潔にまとめて記載し、電子メールにより提出先宛に提出すること。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。
- (2) 質問書の提出先  
牟岐町役場住民福祉課
- (3) 質問書の受付期間  
令和7年12月12日（金）～令和7年12月19日（金）午後5時まで
- (4) 回答日  
令和7年12月24日（水）
- (5) 質問及び回答の公開  
募集要項等に関する質問及び回答は、牟岐町のホームページにて公開する。

## 4 応募事業者は、次により「参加表明書（兼応募資格審査申請書）」（様式第2号）を提出すること。

- (1) 提出期間 令和8年1月5日（月）～令和8年1月20日（火）午後5時まで
- (2) 提出書類
  - ア. 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第2号）
  - イ. 応募資格要件確認書（様式第2-1号）
  - ウ. 添付書類（様式第2号による）
- (3) 提出先  
徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4  
牟岐町役場住民福祉課

- (4) 提出方法  
参加表明書は直接持参か、郵送で提出すること（期日必着）

## 5 応募事業者は、次により提案書（正1部・副6部）を提出すること。

- (1) 受付（提出）期間 令和8年1月5日（月）から令和8年1月20日（火）の午後5時まで
- (2) 提出書類
  - ア. 審査に係る提案書類提出書（様式第3号）
  - イ. 提案書（様式第4～8号）
  - ウ. 委託業務実績書（様式第9号）

エ. 見積書（様式第10号）及び見積内訳書（様式第10-1号）

(3) 提出先

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町役場住民福祉課

(4) 提出方法

ア. 提案書は直接持参か、郵送で提出すること（期日必着）

イ. 提案書の書式

- ① A4縦型、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
- ② 表紙は、「牟岐保育園給食調理等委託業務に関する提案書及び事業者名・代表者名」を表記すること。

ウ. 無効（失格）となる提案書

- ① 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

エ. 見積書

- ① 牟岐保育園給食調理等委託業務に係る予定金額の総額は14,600,000円とし、見積額はこの範囲内で記入すること。ただし、この額は、取引に係る消費税及び地方消費税を除く金額とする。
- ② 仕様書に基づき作成すること。
- ③ 詳細な内容として見積内訳書（様式第10-1号）を添付すること。
- ④ 見積書に押印する印鑑は、会社印（法務局等が証明する印鑑）又は代表者実印とする。
- ⑤ 本委託の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合がある。

（提案書等の審査方法）

第6条 提案書等の審査は、牟岐保育園給食調理等委託業務事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、提案書の書類等審査を行う。

2 審査の方法は、次による。

- (1) 公募型企画提案方式（プロポーザル方式）により選定する。
- (2) 町は、応募資格の確認審査（以下「応募資格審査」という。）を応募資格審査申請書類により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は失格とする。
- (3) 上記応募事業者資格の確認審査を経て、選定委員会は書類審査及びプレゼンテーション、ヒアリング審査を行うこととし、別に定める委託事業者選定審査基準に基づき採点し、総合得点の最も高い提案書を選定する。
- (4) 町は、選定委員会の審査結果を踏まえ、総合得点の最も高い提案書を提出した事業者を優先交渉権者とする。
- (5) 選定結果は、応募事業者全てに通知する。
- (6) 優先交渉権者が契約を締結しない場合は、得点の高い応募事業者の順に契約交渉を行う

い合意に達した応募事業者と契約を締結する。

- (7) 審査の結果、適切な候補事業者がないときは、「適切な候補事業者なし」として、再募集することができる。

(プレゼンテーション及びヒアリング審査)

第7条 応募事業者の技術力や専門性等を審査するため、プレゼンテーション及びヒアリング審査を実施する。

- (1) 日時 令和8年1月27日(火) (詳細の日時については、資格要件を有する応募事業者に連絡する。)
- (2) 場所 牟岐町役場 2階 大集会室
- (3) 実施時間 30分 (プレゼンテーション20分・ヒアリング10分)
- (4) 出席者は5名までとする。
- (5) 準備物 (パソコン・プロジェクター等) は各自で準備すること。

(応募に関する留意事項)

第8条 応募に関して次のことに留意すること。

- (1) 牟岐町が受理した提出書類については、返却はしない。
  - (2) 牟岐町が受理した書類については、受理後の内容変更は認めない。
  - (3) 牟岐町が追加で資料の提出を求めた場合には、速やかに応じること。
- 2 応募事業者が応募を辞退するときは、必ず、担当窓口に「参加辞退届」(様式第11号)を提出すること。
- 3 その他
- (1) 委託事業者決定後、応募事業者名を公表する。
  - (2) 選定結果等についての不服及び異議申し立ては認めない。
  - (3) 業務履行開始前の業務に必要な準備は、委託事業者の費用負担により行うこと。

第9条 問い合わせ先

775-8570

徳島県海部郡牟岐町大字中村字本村7番地4

牟岐町役場住民福祉課

電話 0884-72-3416

FAX 0884-72-2716

メール mugijyuufuku@mugi.i-tokushima.jp